

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年6月30日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 男性 30代 (以下「1番」と略記)

補充裁判員経験者2番 男性 40代 (以下「2番」と略記)

補充裁判員経験者3番 男性 —— (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 55歳 (以下「4番」と略記)

補充裁判員経験者5番 男性 44歳 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 男性 46歳 (以下「6番」と略記)

司会者 北村 和 (部総括裁判官)

裁判官 小笠原 義 泰

検察官 大 極 俊 紀

弁護士 武 藤 英一郎

司会者

本日はお忙しいところ、皆様にお集まりいただき、まことにありがとうございます。私は水戸地方裁判所で刑事の裁判官をしております北村と申します。よろしくお願いたします。本日は、私が司会者をさせていただきます。至らないところがあるかと思いますが、ご容赦願いたと思います。

本日の予定ですが、あらかじめご案内しておりますとおり、全体で2時間ということになっております。最初の1時間半は私が司会進行をして、皆様方からなるべく多くの意見をいただいて意見交換をして、最後の30分は記者の方からの質問を受けていただくという予定にしております。

今日の意見交換会では、裁判員裁判における審理が、裁判員の皆様方にとって分かりやすいものになっているかどうか、より分かりやすいものにするためには、どのような改善が必要なのかという点を中心に、実際に経験された皆様方のご感想と

かお話とかを含めて、意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

意見交換会の趣旨について短めに説明させていただきますと、裁判員制度が始まって7年が経ちました。運用としては、県民の皆様のご協力のおかげで、おおむね順調にいらしているだろうと認識しておりますけれども、今後も制度として長続きさせるためには、きちんと見直すべきところは見直して、よりよいものに変えていかないといけないと考えています。

そのためには、実際に、裁判員、補充裁判員を経験された方の本当の生のご感想やご意見をお伺いして、それを今後の運用、改善につないでいきたい、そうすることが重要であろうと考えて、こういった機会を設けさせていただきました。

皆様方からいただいたご意見は、これからマスコミを通じて、県民の皆様でまだ裁判員候補者になっていない方に、どういう制度なのか伝わっていきますし、また、まだ経験されてない方は、果たしてやれるのかといった非常に不安な気持ちを持っていらっしゃる方もいると思っておりますので、その方に対しても、経験された方のメッセージとして、大丈夫だよ、不安ないよ、こういうところあるけれど、いろいろ考えていい経験だよということをお伝えいただければいいかと思っています。そういった趣旨も含めておりますので、最後のほうに新しく今後なられる方へのメッセージという枠も取っておりますので、そこでもお話いただければと思います。

本日は、経験者の皆様方のほか、法曹三者として、私のほかに裁判官1人と検察庁と弁護士会からからもそれぞれお一人ずつ列席しておりますので、裁判所の列席者から、まずは自己紹介をよろしくお願いいたします。

裁判官

水戸地裁の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。水戸地裁の刑事部には、A合議とB合議という合議体が二つあるのですが、そのうち、B合議の裁判長を4月から務めております。水戸地裁での裁判員裁判の経験は、まだ3件ということになります。

今回、ご出席いただいた裁判員経験者の皆様とは初めてお会いするという形になります。意見交換会に出席させていただくのは初めてになるんですが、経験者の方々のご意見を踏まえて、今後の事件に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

検察官

水戸地方検察庁の検察官の大極と申します。私は今年の4月に着任いたしました。主に裁判員裁判を担当しておりますので、今後に向けて、何か身になるようなことがあれば、どんどん吸収していきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の弁護士の武藤と申します。よろしくお願いいたします。私は、裁判員裁判を今まで4件ほど経験しておりますが、今回の対象になる事件はどれも担当しておりませんので、内容が不明確なところもありますけれども、質問等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会者

では、意見交換ということで、話題事項1から順次始めさせていただきたいと思いますが、これから順次マイクをお回しします。プライバシーの関係もありますので、お名前ではなく、番号で1番さん、2番さんという形で呼ばさせていただきます。

意見交換会ですので、なるべく率直に思ったところを遠慮せず言っていただきたいと思います。今回はたまたまなんですけども、私がいるA合議で担当した事件の方ばかりなので、私がいると私につらいことを言えないんじゃないかとかお考えの方がいらっしゃるかも知れませんが、そういう遠慮は全く要りません。私ども裁判官、法曹三者含めて、改善すべきところを学びたいと思っておりますので、耳が痛いご意見で結構ですので、どんどん発言していただければと思っております。

それでは、各経験者の方の事件の紹介をまずした上で、話題事項1からやっていきたいと思います。

1番さん、2番さん、3番さんは同じ事件をご経験されましたが、この事件は、危険運転致死という事件が大きな柱になっていて、その前後にわたって、強盗とか窃盗というものもやっていたという事件です。

危険運転致死事件だけ内容を述べますと、被告人が車を運転していて、前の車を追い越すために、時速約107キロメートル以上の速度で車を走行させて、対向車を避けつつカーブを曲がろうとしたんですけれども、結局コントロールができなくなって、対向車に衝突させてしまった。その結果、自車と対向車の同乗者のうち、3名の方がけがをし、3名が亡くなる事故になったというものです。

審理の内容とか証拠の内容については、順次お話があった段階で私のほうで説明させていただきたいと思いますので、まずは1番さんのほうから自己紹介を兼ねて話題事項1、経験されてどうだったかというところから、まず、口を滑らかにする趣旨でお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

1番

私、裁判員は初めてだったのですが、私の周りにもまだ経験した人がいなくて、周りに意見を聞くと、正直、歳が上に行くほど怖いというイメージがあるらしくて、私は割と進んでやらせていただいたのですが、皆さん怖いというイメージが先行しているみたいです。その辺のイメージを打開して、経験者も大分、増えてきていると思いますので、皆さんの意見をどんどん広めていけば、制度としてうまく流れていくと思っています。

私の率直な意見は、特に問題なく進められて、初めての経験で裁判がどういうものか、実際、公平にやられていることもすごくよく分かりました。被告人の一生がかかっていることなので、一生懸命みんなでいろんなことを話して、いろいろできて、とてもよかったと、個人的には思っています。

2番

空気を読むのが苦手なので、何を言ったらいいのか、あまり分からないんですけど、

本当に思ったまま、印象に残った点ということでは、今まで裁判官の方というと、テレビで何もしゃべらず座っているイメージがあったんですけど、お会いしてみると、個性的で人間味の豊かな方だったので安心したということとか、あと弁護人も、何か被告人にひいきするというような感じとかではなくて、更生してほしいというような熱い思いがすごく伝わってきたり、あと正義感も強い方だと感じたり、検察官も一生懸命頑張ってるということを感じたので、すごく全体的に良かったという印象です。

3番

私は補充裁判員だったのですが、まず印象というか、「裁判員で会社休むよ。」と言ったら、「それ言っているの。」「しゃべっちゃいけないんじゃないの。」とか、そういうことをよく言われました。

実際には、裁判所に来て、裁判長などから経験したことはどんどん今後のためにも広めてくださいと言われたので、言いふらすのではなくて、もし裁判員になった場合は、進んでやったほうがいいよというようなことは、今でも周りの人には言っています。新聞の報道とかでは、6割ぐらいの人が辞退されているという報道もされているようですが、本当に自分はいい経験をしたとあっていて、それ以降、新聞やテレビなどをよく見るようになって、こういう裁判があったんだ、こういう判決があったんだということを目にするようになりました。なので、今後ともずっと、どういう事件があったのかということに注目していきたいと思います。

司会者

ありがとうございました。4番さん以降も、先ほど3番さんがおっしゃったように、新聞をよく見るようになったとか、生活面で何か変わったところがあれば、それもあわせてお話していただければと思います。

4番さんと5番さんのご経験された事件は同じ事件でした。罪名としては殺人未

遂という事件だったのですが、内容としては、被告人が飲酒をした上で被害者の方の背中をダイビングナイフで1回突き刺したけどもお亡くなりにはならなくて、けがとしては入院加療1週間の傷害ということになっていました。この被害者の方というのが、被告人と一緒にお酒を飲んだり、パチンコをしたりする間柄の人で、お酒の席での事件ということだったのですが、事件の特色としては、被告人が飲酒の影響で、犯行当時、意識障害があって、殺意とか責任能力というところが争われた事件でした。4番さん、いかがでしょうか。経験されて、大まかな感想でけっこうですのでお願いします。

4番

この裁判に入る前というか、裁判員に選ばれて、自分としては、何だこの裁判はと、最初に思ったんです。それで、審理をしている間に、だんだん内容が何だかよく分からない状態になってきて、それでも裁判するのかというような雰囲気があって、裁判長とかいろいろみんなに助けられながら、その人の人生を決めるじゃないですけど、判決まで至ったものですから、その辺が自分としては、かなりいい経験をしたと思います。

あと、自分が裁判員に選ばれて、会社のほうと相談して、行って来いって言うてくれましたので、自分は気兼ねなく来れたと思います。

しかし、家庭の事情とかいろいろと事情がある人もいると思いますので、これから裁判員を受ける方に対してはアドバイス、自分としてはうまくできないと思うんですけど、アドバイスすることがあればいいなと思っています。

5番

私の場合は、補充裁判員という立場ではあったんですけど、今回の事件、今までの自分の人生の中で、自分に全く接点のない方の一生というか、何か行動に関して決定をするという経験が全然、当然ながらないわけで、それを今回、裁判員裁判の中で、そこの決定に加わられたということは、すごく大きな経験があったかと思いません。

その中で、自分が今後行動していく中でも、もしかしたら、他の人に何かしらの影響を与えてたりとかするんじゃないかなということが、この経験後、出てきたかというところはあるかと思っています。

あとは、当然、私も仕事をしている中で、この裁判員裁判に関わってきて、会社は行って来いとは言うんですけど、それでも普通に仕事は飛んでくるしというところの、そのやりくりは、結構大変だったかなと思っています。この辺が、今後、改善されれば、もっと裁判員になりやすいかなと思います。

ここで裁判員を選ぶための最終的な選出があったのですが、確かに半分ぐらいいなかったなと思います。あの後、新聞で4割の方が辞退したというのを見て、あのときの人たちはそれで来なかったんだというのは、ちょっと意外だったなと思います。

司会者

今、5番さんの話にあった、他の方へ結構影響を与えたんじゃないかという点ですが、具体的に何かございますか。裁判員制度のことを話す機会が増えたとか、そういう感じですかね。

5番

そうですね、やはり自分が経験したことでもありますし、あれはもうすべての方に届く内容になっているので、11月ぐらいからそういう候補になりましたよとか段階を踏んでくるんですけど、自分の経験をそこで話をして、なるべく参加したほうがいいというか、絶対、参加したほうがいいよという話は、自分がするようになりました。

司会者

ありがとうございました。では、6番さんに移りたいと思いますが、6番さんの事件は殺人事件という事件です。

これは、いわゆる家庭内暴力が下地になっていて、被告人は奥さん、被害者は旦那さんという事件でした。長年、家庭内暴力を受け続けていた被告人が息子さんと

共謀して、被害者が寝ているときに包丁で背中とか胸とかを刺して、息子さんが手製の刃物で頭のあたりを切りつけて、お父さんを殺してしまったという事件でした。

息子さんというのは成人に成りたてくらいの年齢だと思いますけども、この2人の共謀があったのかという点と、被告人自身、精神的な疾患があつて、それが犯行に影響して、責任能力があるとかないとか、その辺が争点になった、割と難しい事件だったかと思います。6番さん、いかがでしょうか。

6番

その裁判に参加させていただいて、大まかな感想ですが、最初は人を裁く側になるということで、なかなか難しいのではないかと、それでも自分のためにはいい経験になるのかと思っておりました。確かに、それは達成されたのではないかと思います。

それで、ある意味、この裁判に参加させていただいたことで、人生観が変わるぐらいの印象がありました。というのは、殺人だったんですが、例えば、ニュースで見ると、大きな事件があるんだと感じることも、そこまで多くはないんですが、裁判の中で、被告人の方が話している内容や周りの方が話している内容、その後有罪となって、このケースの場合、家族が結局ばらばらに最後になってしまう。それぞれ被告人の方が刑務所に行って、その長男の方も刑務所に行って、他の子ども達は残ってしまうという、そういう状況になって、そういうのも細かく聞く機会となって、犯した罪の重さがそれぞれの方の人生にどのくらい大きな影響を与えるかという、裁判の中で身をもって知ることができて、今後は自分としてもそういう罪を犯さない、周りにもそういうことをさせないというような意識が生まれてきました。いろいろ考えさせられることがありまして、大変、いい経験をさせていただいたと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは、話題事項2に移らせていただきます。これからは2が法廷での審理のご感想とご意見、3が法廷ではなくて、話し合いの部屋

で、評議室での評議に対するご意見ということで、二つ大きく分けています。

まずは、法廷での審理について、各事件について、項目としては三つ上げております。三つ上げていますけども、三つを順次上げる必要はなくて、法廷の中での審理について、今、思い出せる範囲で、ご感想とかご意見あれば順次お伺いしていきたいと思います。

事件の内容を踏まえながら進めていきたいと思いますが、まず、1番、2番、3番さんの事件で特色的だったのは、事件の数が多かったんですね。いわゆる交通事故の危険運転致死という事件が大きいんですけども、その前後に窃盗事件だったり、強盗事件もありまして、その内容と交通事故が関係してると言えば関係している。でも、事件の質としては全然違いますので、大枠として、交通事故の審理をする時間帯と、窃盗とか強盗をやる事件の日を大きく分けて、検察官の冒頭陳述というのも二つに分けてですね。まずは財産がらみの事件の冒頭陳述、証拠調べ、一通り終わった後で、交通事故の証拠調べとかという形で分けてやったのが特色的だったかと思います。

他には、出てきた証拠で記憶に残ってらっしゃると思うんですけども、交通事故の状況が後ろにいたトラックのドライブレコーダーに記録されていて、被告人の車がコントロールを失ってぶつかる瞬間までの映像を法廷で写し出したり、凶器のときも確認したりして見たというのが特色的だったかと思います。審理の中で、いろいろ難しい点とか分かりにくい点があったかと思いますが、1番さんのほうからご意見いただけますでしょうか。

1番

危険運転致死のほうは明らかに状況が分かっている、自分としては、被告人本人が、自分で危険な運転をしていたかどうかを認識して運転していたかどうかというところが非常に気になっていました。追い越した位置はカーブの手前だったので、被告人がカーブを分かったのかどうか分からないんですけど、それ以外は状況的に明らかに危険な運転でした。

今となつては、もっと聞きたいことがいっぱいあったんですけど、実際にやっているときは初めてなので、なかなか聞けなかったりとか、慣れてきたころには、もう次の裁判にいつてしまっているとか、交通事故に関しては、そんな感じでした。

強盗とかそっちのほうがいゝろんな情報が出てきて、最初に渡された資料から想像をしてしまうのがすごく多くて、実際は裁判ですので、証拠があつて、その証拠に対しての判決になるわけですから、勝手な想像はいけないと思うんですけど、普通に生活して、テレビとかの影響もありますし、ドラマとかも見てますし、そのイメージで勝手に妄想が膨らんでしまつて、でも証拠というところで、裁判長からよく言われて、公平な裁判するにはそうだよとか思い立つたところ、証拠のものがなくなつてしまうみたいなことがあると、それはそれで混乱してしまつたり、実際、そういうことがあつたので、やりにくいところがありました。

話が前後してしまふんですけど、資料を渡されてから慣れるまでに時間がすごいかかりました。実際、私は4日間やりましたが、最後の2日か3日間ぐらゝは大分、慣れてきて、質問ができるような感じにはなつてきたんですけど、最初の1日目、2日目あたりは被告人に対して質問しても構いませんよということと言われても、聞くのも怖いですし、何を聞いていいか全然分からなくて、最初は聞けるだけで、聞きたいことが聞けなかったりとかして、時間が流れてしまいました。

あとは証拠が多いとか日程的なものがどうかは分からないですけど、時間を置いて考えたいんだという時間が、今となれば、欲しかったなと思ひました。

司会者

審理の途中とか話し合ひまでの間に、1日置くとか、そういうほうが良かったんじゃないかという感じですか。

1番

そうですね。情報を出されて、自分の中で整理つくまでに時間がかかつてしまつて、翌日になつて前日のことが、ああそういえばということが多々ありました。

司会者

実際に、1番さん、2番さん、3番さんが担当された事件の曜日の割り振り、7日間なんですけども、火、水、木、金、火、水、木ということで、4日と3日、土日入ってますけど、結構連続で確かに情報が多かったなという感じですかね。

1番

特に、窃盗や強盗のところが、人間関係が結構だんだん複雑になってきてしまったので、そこに感情が入ってしまったりすると、整理するのに時間かかってしまったりしました。

司会者

2番さん、お願いします。

2番

私も1番さんと同じようなことを感じました。登場人物がすごく多くて、しかも、一人の人が二つの名前で登場したりとかということもあって、初日とか2日目とか少し混乱しているような状態でした。

でも、すごく分かりやすく、資料をまとめてくださっているというのは伝わってきたので、何とかあったという感じでしたけれども、少し最初はそんなふうになりました。

自分が気になったのは、被害者の方たちが今回多かったわけですけれども、被害者の方たちがその後どうなったのかとか、強盗や窃盗が多かったのも、損失を泣き寝入りになっちゃってるのかなとか、保険はおりたのかなとか。自動車の事故のほうもそうですけれども、そういうところ、被告人に比べて、被害者があまり注目されていなかった感じがして、自分はそっちのほうも結構気になっていて、もっと詳しく、今どうなっているのかとか、これからどんなふうに被害が埋め合わされていく予定なのかとか、資料はあったんですけれども、もうちょっと突っ込んで知りたかったなというのが気になりました。

自分が被害者だったら、泣き寝入りは困っちゃいますし、そして、事件というのも被告人が何をしたかということだけではなくて、その後被害者がどういう影響を

受けて、その損失、穴埋めがどうなっているのか、どうなっていく予定か、そういうのを全部含めて事件なので、そういうところも全部含めて被告人をどう罰するのかというところ、考えたいというふうに感じました。

司会者

被害者側の事情をどのくらい出すかというのは、後で検察官からも話があるかもしれないけれども、あくまでも裁判所は、出された資料でしか判断できなかったの、裁判員もそうですし、裁判官ももう少し知りたいなというところが、どうしても出てくるとは思うんですね。そこは少し突っ込んで、聞いてみたかったという感想が多かったという感じですかね。

2番

ある程度は、そういう情報も出ていたので。ただ、もう少しという感じでした。

司会者

やっていて、ついていけなかったとか、分かりにくいところとかありましたか。

2番

いや、本当に全般的に私たちが分かりやすいように資料、図などを用いて作ってくださっていたので、複雑な事件だった割には分かりやすかったと思うんですけども、被害者の名前が、一人の人物が違う名前それぞれ出てきたりしたのでその辺、統一していただくか、括弧書きで分かるようにしていただくのも、もしかしたらいいのかなんて思いました。

あと、文章のところどころで2人の中国人が出てきましたけれども、呼び方が違った気がしたので、そういうのも統一して書いていただいてもいいかと思います。今の点は、本当に細かい点なんですけど、分かりやすかったかなという、そのぐらいで、本当に全体的に分かったと思います。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

本当に複雑というか、いろんな事件がある内容だったんですが、弁護人の資料とかは、検察官の資料とかも、冒頭陳述のメモとかからで分かりやすくしてはくれているのかなと思いました。

あとは、あまり難しい言葉とかも裁判官の皆さんも使わないで、分かりやすく、かなりかみ砕いて分かりやすく説明はしてくれたかと思います。

また、パワーポイントで説明してくれたところなんか意外だったなど。本当に分かりやすいなと思いました。会社でいうプレゼンみたいな感じで、本当にこういう流れなんだなど。

本当にかみ砕いて、こんな自分でも分かりやすく見られたかと思います。最初の1日、2日ぐらいは、慣れないので、ましてや補充裁判員ということで、あまりしゃべる機会もなかったんですけども、評議室の中では、どんどん意見も聞いてくださって、自分の中では良かったなと思いました。

司会者

補充裁判員の立場って、各裁判体によって位置付けというか、どれぐらい積極的に話してもらうとか違うところもあるんですけども。いつピンチヒッターで入ってもらってもいいように積極的に参加してくださいと、あるいは意見もなるべく言ってくださいと、私たちも勧めていたところもあったんですね。

大変な面もあると思うんですけど、そのように言われて、きちんと自分なりに参加できる気持ちが強くなった感じはありましたか。

3番

それはありました。最初は本当に他人行儀と言ったらおかしいですけど、だんだん皆さんが評議していく中で、事件にのめり込むと言ったらおかしいんですが、だんだん入り込んでいって、自分だったらこうだとか、いろんな考えにはなるようになりました。

司会者

それでは、4番さん、5番さんのほうに伺いたいと思います。4番さん、5番さ

んの事件の審理で特徴的だったのは、一つは、他の事件ではあまり出てこないんですけども、被告人が最初に警察から話を聞かれたときの様子がビデオに撮られていたこと、事件が起こって1時間後ぐらいの時点のビデオだったんですね。なので、事件のときにお酒に酔っていて、1時間後にどういう状況だったかというのがビデオの形である程度客観的に証拠として出てきたというのが、珍しかったなというのが一つ、もう一つは、検察官側の証人として、いわゆるお酒に酔って記憶がなくなるというのは、そもそもどういうものなのかということについて、精神科のお医者さんに話をしてもらおうという証人尋問をやりましたので、その点も他の事件にはないような審理だったかなと思います。今、思い出されて、法廷とかのやりとり、4番さん、いかがでしょうか。

4番

自分たちの事件のときには、事件そのものは単なるいざこざかなという、江戸時代とか昔の時代だったら、誰か来て、いいやいいやぐらいで収まるような事件かと思ってました。

そして、証人というか、周りにもたくさん人がいて、人数が多いのに刺した状況を誰も見てない、本人は刺してないと言っていて、何だ、この事件はということになりますよね。それを裁判でやるというのは、結構難しいと自分では思いました。

誰も見てないという状況、誰が刺したという状況を出すのを、裁判員の方みんな知恵を出して、そういう状況じゃないか、こういう状況じゃないか、そういう知恵を出しながらやらなくちゃならないということは、非常に大変な事件だと思います。証拠のビデオがありましたので、その辺が重要な決め手になったのかと思ってます。

自分が思うのには、これ裁判にしなくても誰か偉い長老がいて、まあまあ落ちつけよぐらいの次元じゃないかなと思ってましたので、そういう意味でいろいろ苦労した経験があります。

司会者

確かに、その場にいた関係者、結構酔っ払っている人も多かったり、高齢な人が

多かったりして、いろんな人の話を継ぎ足していても、抜ける部分のシーンが結構多かった事件ですよ。

実際に、ナイフで背中を刺したとされている事件なんだけれども、それを見てる人は一人もいなくて、ナイフを抜いたところは見ている。その前のいざこざを見ている人、それをつなぎ合わせながら、それを常識的に考えたら、どういうふうな流れになるかなというのを議論したような事件ですかね。証拠の中で、何か見たくなかったなというふうな証拠とかございましたか。

4番

自分の事件は見たくなかったというか、もっと見せて欲しかったというのがかなりありますので、その辺が見たくなかったという事件は、私の事件にはなかったです。

司会者

何か、傷口を糸で縫って治療したあとの写真ぐらいですかね。その程度では、全然ショッキングとかそういう感じではなかったですかね。

4番

そうですね、背中の部分しか見てないというか、写真でしか出てこないの。

司会者

では、5番さん、いかがでしょうか。

5番

今、お話のあった被害者も刺したほうも、事件の瞬間をあまり覚えていないというのが、一番ある意味では分かりづらかったというか、それ以外にも何人かいたにもかかわらず、誰も見ていない、当日飲み始めたのが、どの時間からだったのかとか、結構、皆さんの意見がばらばらで、テレビをずっと見てた、この番組を見てたとかという、そういうのだけは、ほぼ出てくるのですが、それを並べてもなかなかつながらなかったなというのは、印象としてはあったかなというふうには思いません。あとは、これは、もともとお金の貸し借り、貸したお金を返してくれないとか

というところがあったんで、今、4番さんからもあったんですが、本来だったら、ここまで発展する事件じゃなかったはずなのにとというのは感じたかなというのがあります。

司会者

この事件で思い出すのは、お酒を飲んでどれぐらい酔っ払っていたのかというのがポイントになる事件なのに、どれぐらいお酒の量を飲んだかもはっきりしなかったりとか、飲んだ後のいわゆる呼気検査というか、あの値とかもはっきり出てこなかったんで、その辺がもう少し証拠があったらよかったかなというふうにお感じになったかもしれないですね。

では、6番さんの事件、お話を伺いたいと思います。6番さんの事件も、特色としては、精神科医の方に裁判所が鑑定をお願いして、証言してもらいました。同じような、先ほどの殺人未遂の事件での精神科医のお話と比べて、より詳しくというか、パワーポイントとかを示して説明してもらおうというところで、本格的な鑑定がなされた事件だったかと思いますが、事件が結構悲惨な事件だったので、いろんな証拠、写真で出すのかというところも少し議論になったような事件でしたので、印象に残った点とか、見たくなかった証拠があればお話いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

6番

印象に残った点ですが、何ていうんですかね、アメリカ映画とかで見ているような場面、海外に出てくるような裁判みたいなのを期待していたんですが、それとは違って、日本の裁判は冷静だと。内容としては、パワーポイントなんかを検察官、弁護士、精神鑑定の方なんか、みんな使っていただきまして、非常に分かりやすかったとは思いました。

分かりにくいなと感じたのは、検察官と弁護士が作ったパワーポイント、それぞれ別に作るの仕方ないんですが、並ぶ順番が違っていたり、ポイントが違っていたりして、検察官のこれは弁護士のこれのどこに対応するんだろうかというのは、

分かりにくかったと思います。それは、裁判官の方々にご説明いただきまして、最終的にはその説明で分かったというような感覚がありました。

それで、見たくなかった証拠というのは、殺人事件で被害者の傷なんかが絵で示されてたんですね。本当の写真だったら見れなかっただろうなと感じております。絵だったんですが、私はそういうのが苦手だったので、このぐらいが私の限界だったというふうに思いました。

司会者

今回の事件は、割と直接生の写真を見なくても認定できる場所が多かったので、比較的イラストでも済んだのかなというのがあります。というのは、被告人は胸と背中を刺して、息子さんは頭をたたいたというので、どっちが先にやったのかというところも、多分、傷口だけだと分からないとか、いろんなどころをもう少し証拠見ないと分からないところもあるような事件なんだけれども、解剖医の方の見解で、出血量から見て、まずは胸、その後で頭という、そういう状況がはっきり出てたので、あえて写真とか傷口までじろじろ見て、どっちが先だとかそこまでやらなくて済んだので、それは良かったかなというふうには思いました。

2番目の審理についての検察官、弁護士のほうから何か質問ございますでしょうか。

検察官

皆様の間でも出た、パワーポイントの示しなんですけれども。写真であるとか、文字であるとか、そういったものがそれぞれ示されていたと思うんですが、分かりやすさという点で、例えば、画面を切り替えるタイミングであったり、文字の大きさであったり、そういったもので何かもう少しこうすれば良かったんじゃないかなというように感じた点がもしあれば、教えていただければと思います。

司会者

三つ事件があるので、それぞれ、その事件ごとにお話を伺いたいと思いますが、検察官のパワーポイントということでもよろしいですかね。ご意見ございますか。

2番

車の危険運転致死のところ、ビデオとか再生もあつたり、あとはパワーポイントで図でこんなふうにして、曲がりきれなくて、こんなふうに滑っちゃって、ここで当たったとか、それは、もちろんないよりは分かりやすかったんですけども。

実際の模型か何かで、手間などが大変かもしれないですけど、実演のような形でここでこうなるとか、そういうのがあれば、より分かりやすかったかなと感じたことを今、思い出しました。

司会者

1番さんどうですか。最初に渡された資料の話が検察官から質問あったんですが。

1番

資料自体は問題なくて、説明も全然、問題ないんですけど、進んでいくうちに、それが証拠としてなくなってしまったりとかしたときに、他にもっと裏づけできなかったのかなという思いはありましたね。証言で残されているというのが出てたのに、証拠を結んでいこうとすると、結局、あやふやになっちゃって、立証できなかったりとかというところの詰めが甘いじゃないですけど、その辺がどうなのかなと。

やってるほう的には、少し頭に入ってしまうので、本当はいけないけど、多少考慮してしまうこともあるかもしれませんので、実際使ってなければ使ってない、使っているなら使っているという、はっきりとした証拠がないと、あやふやで乗せられてしまうと、そこを考慮してしまう人もいるかもしれないので、その辺、頑張っ
て証拠を挙げてほしいと思います。

司会者

今の点、補足すると、強盗でお金とか取る前にナイフを示したというふうなストーリーで検察官が主張していたんだけど、最終的に証拠を見てみると、お金取った後にナイフを示したんじゃないかと、そういう疑いがあるということで、認定が落ちちゃったんですよ。

1番

被告人と証言者と検察側と結構意見がごちゃごちゃになってしまっていて、結局どうなのと言われたら、今でも実際、自分は分かってないんですけど、その順番が三者三様になってしまったりとか、それは知らないとか始まったり、いや、言ったよみたいな感じになったような記憶があります。

その辺が、刑期にどれだけ影響したかは分からないんですけど、状況的にあやふやになってしまったところがあったので、その辺を裁判員側に分かりやすく説明してもらって、実際、裁判で覆らないような感じになってもらえると、裁判員的には、すごく助かると思います。

司会者

自白事件だったのに、主張していた事実が認定落ちになると、違う見方が出てくるというところは、感想としてあるんじゃないんですかね。4番さん、5番さんの事件で、検察官のパワーポイント、最初の資料について、何かご感想とか、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、お伺いできますか。

4番

自分の意見としては、パワーポイントは見やすいのは見やすいと思うんですよね。それで、逆にパワーポイントを作成する段階で、印象を強くしたい部分を強調する、そういうのができるもんですから、裁判を審理するうえで公平なのかなって、自分では思ったんです。

パワーポイントで作られている部分があるんじゃないかなって。作られてるといふか、そこを強調したいんだという部分があるんじゃないかなということを感じました。その辺、違和感が少しありました。

5番

パワーポイントに関しては、特に問題はなかったかなとは思いますが。証拠という部分でいうと、あの事件の部屋に5人か6人ぐらいいて、でも実際に証言をされた被告人と加害者ともう1人、ほかの3人の方はいたはずなのに、何も資料として出てこない。あの3人は何だったんだろうみたいなところが、資料の中で出てきてて、

それは、多分、必要ないということで事前にはずしたのかも知れないですけど、その部分、何か分かりづらかったかなというのは、何となくあるかもしれません。

司会者

何か関係者のうち、出せる証拠とか証人とか、検察官として説明できる部分とかございますか。直接担当されてはないと思うんですが、一般的な話としていかがでしょうか。

検察官

一般的な話としては、例えば、6人全員、証人として証言するとなると、結構みんな言っていることがばらばらであったりとか、見てるタイミングがずれているとか、話がずれてくるところが出てきてしまったり、そうすると、裁判員の方々に混乱を招くんじゃないかと。もちろん、供述の対照表とかそういうメモとかをお配りして、聞いていただければいいのかなというところもあるとは思いますが。

また、こちら側が立証したい部分を目撃しているのかどうかという、その必要性のところがあるのかなと思います。

あとは、分かりやすく、端的に立証するためには、どのように証拠を絞ればいいのかというところがあったので、残り3人がどのような話をしているのか、私も不明ではあるんですけども。あまり事件に直結することを話していなかったとすれば、それはこちらのほうで不要と考えて、証人尋問請求しなかったのかなとは思いますが、その事案ごとによって、何を分かりやすく端的に立証するのかというところが、供述調書であったり、証人尋問であったりというところを分けるところになるかと思います。

司会者

思いつきなんですけど、今の事件みたいに、他に3人関係者がいて、その人たちから有益な情報が出てないというのが真相であれば、この3人に話を聞いたけれども、犯行は目撃してなかったというふうな情報を報告書なんかにしてもらえれば、一応すっきりはするんですよね。いないならいない理由とか、話しているか話して

ないかぐらいの情報であれば、多分弁護士側も同意はできると思いますので、証人とか証言、調書で出さなくても何か証拠の出し方の工夫で不全感というか、解消できるんじゃないかなと、今、思いました。

5番

事件、やった瞬間を誰も見てない中で、いたはずの3人がすぽっと抜けていると。この3人は何か見ていないのかというふうに、どうしても考えてしまうところがあったので、なぜこの3人が出てこないかというのを、何かしら資料か何かで話していただくと、ああ、なるほどというのは分かるかもしれないですね。

司会者

検察官のパワーポイントでの冒陳陳述や論告で、6番さん、いかがでしょうか、

6番

私のときは、検察官のパワーポイントが分かりやすく、弁護人のほうは、文字が多くて内容がいろいろあったので、理解するのに時間がかかったという、それぐらいですね。

司会者

では、話題事項2のところは、これぐらいにさせていただきます。話題事項3の評議に関する感想、意見というところに移りたいと思います。話し合いの中での専ら裁判官と裁判員、補充裁判員との話し合いの中の雰囲気とか判断、難しさについて、私、関与していますので、言いづらいところあるかもしれませんが、遠慮なくご発言いただければと思います。1番さん、いかがでしょうか。

1番

評議というと、いろんな意見が飛び交って、そこから最後の答えに持っていくまでの意見の言い合いが、とてもおもしろくてじゃないですけど、いろいろな意見言い合って、こうじゃないのか、ああじゃないのかとか言い合って、みんな納得できる答えに持っていったかなとは思っています。

その過程には、裁判長なりにアドバイスをくれたりとか、過去の判例を参照させ

てもらったりとかいうことがあって、大分、みんなとしての意見がまとまっていったかなとは思いますが。状況的には大分あやふやな、さっき言ってましたけど、あやふやな点があったんですけど、それでも最終的には、意見がまとまって、いい判決が出たとは思っています。

2番

裁判員は慣れてないというのもありますし、緊張気味だったかなとは思いますが、けれども、全体的には、とても裁判官の皆様中心に、いい雰囲気だったと思います。

どうしても評議なので、いろんな意見が出たり、または違う意見の人と少しぶつかったりということもあって、そういうときに少し気まずくなってしまったりということもあったと思います。

意見がぶつかったり、異なる状況が出てくるというのは分かっていることだと思うので、何かその、本当に言いやすい雰囲気づくりをしてくださっていて、とても言いやすい、良かったんですけども、何かそういう心の持ち方とか、コミュニケーション技術的な部分で、もう少し初めにそういうアドバイスいただけたらと、ふと思いました。

司会者

ふだんの生活で、お互いの意見を言い合うというシチュエーションがあまりないですよ。どんどんヒートアップしていくと、どうしても相容れない部分が出てくるので、それが裁判のおもしろさではあると思うんですけど、場合によって感情的に対立してしまうのは、この事件でどうかは別として、あり得ることはあり得るかとは思いますが。

最初に私も、真剣にはやってほしいんだけど、けんかしたり、他の人の意見をけなしたりはしないでくださいと、そういうことをするために集まってもらっているのではなくて、いろんな見方があることを踏まえて、最終的には自分の意見を言ってもらいますと説明しているんですけど、人間同士なので、合わないときもあるかも知れませんですかね。3番さん、いかがでしょうか。

3番

本当に、この裁判は事件が多すぎて、決まるのにどれぐらいかかるのか本当に心配でした。最初は本当に決まるのかという不安が大分あったんですけども、やっていくうちにだんだん一つ一つをかみ砕きながら、分かりやすく裁判長のお話を聞いて、最後は話がまとまって、自分なりによかったのかなと思いました。休憩時間とかも1時間ぐらいに1回ずついれてくれて、本当に柔らかい雰囲気を作ってくれたのかなと思いました。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

時間配分と雰囲気は、議長である裁判長が進める中で、自分たちはそれに従っていくという形でしたが、雰囲気的にはとりあえずすごくいい雰囲気です、みんなの意見が出ましたので、そういう面では進め方がうまいというか、そういう雰囲気です楽しくできたというか、意見がいっぱい出たというのが、自分的に印象に残りました。

5番

そうですね、どうしても法律的な考え方とかというのは、今まで全く経験がないので、その辺を裁判長、裁判官の人たちが分かりやすく説明していただいて、すごく雰囲気としては良かったかなと思っておりますし、いろんな意見、私は補充裁判員という立場ではあったんですけど、皆さんがいろんな意見を出していただいて、まとめていけたというのはすごく良かったのではないかとこのように思います。

司会者

他の事件でもそうですが、初めて聞くと、そんな考え方あり得ると言われるような意見でも、それを証拠で説明できるかということ、それもあり得るなみたいな話とか、いろいろ自由に話は出てたかなと思います。

評議の進め方も裁判長によって結構ばらばらというか、別に全国统一でやっているわけではなくて、ご紹介させていただくと、私のいるA合議では、特に刑を決め

るときとかは、まず仮投票という形で付箋に今の段階の意見を無記名で書いてくださいという形で、皆様に書いてもらって、それをホワイトボードに1回張りつけてみているんですね。それがばらけているときもありますし、ある程度狭い枠に集まっているときもありますけども、まずは1回、このときには補充裁判員さんにも書いてもらってまして、意見を出し合って、どなたか発言できますかという形で振ったりとかですね、お互いの意見を聞いて、少し時間を置いてから、最終評決しますという形でやっています。

そのやり方自体はどうですかね、それで良かったのか、いや、手を挙げて言うべきだとか、いろいろご意見あるかと思いますが、5番さん、いかがでしょうか。

5番

無記名で出すというのは、最初の意見の表明としてはありかなというふうに思います。どうしても自分の感情的な部分というのが、最初の1発目として出てくると思うから、当然、そこに対して、意見がばらけるというのは、それをあの人がこうだったというふうになると、その後の話し合いがどうしてもぎすぎすしがちかなというのがあるので、無記名だったらこの中でこういう意見があったぐらいで収まるので、そこからの調整というのはすごくやりやすかったかなというふうに思います。

司会者

6番さん、評議について、ご意見いかがでしょうか。

6番

時間配分ですが、これは私のときはちょうど良かったと思います。心配なのは、裁判官の方が最後のほうですね、判決の投票してから、判決を言い渡すまでの時間が短いようなので、裁判官の方のほうが大変なんじゃないかと思っておりました。

あと、雰囲気ですが、非常に重たい事件だったので、最初、非常に暗い雰囲気で始まったんですね。これも、北村裁判長、他の裁判官の方がうまくその場を和ませていただいて、正常な状態で共有できるような状態にさせていただいたのではないかと思います。

判断が難しいと感じたところは、自分の推移とか感情が評議の中に入っていくようになるんですね。ただ、それも裁判官の方がうまく説明していただいて、正常な評議ができるようにうまく進めていただいたのではないかと思います。

ただ心配なのは、今回の裁判官の方は、そのようにうまく進めていただいたのですが、裁判官の方によってはそうでない方もいるのではないかと。そうすると、評議の内容もそれに影響されて変わっていくのではないかなというふうな感想を持ちました。

司会者

それでは、話題事項3について、検察官、弁護人、裁判官のほうから質問等があればと思います。先ほど、検察官だけに振ってしまったので、武藤弁護士からいかがでしょうか。

弁護士

法廷の審理のお話で、弁護人へのアンケートでは、比較的分かりにくかったとお答えになる裁判員の方がいらっしゃるんですが、それぞれの方、一番記憶に残っていることで結構ですので、こういう弁護人のやったことはよく分からなかったとか、ここをこういうふうに直したら良かったんじゃないとか、何か記憶に残っていることがありましたら、お話いただければと思います。

1番

自分がやったものに関しては、被告人が全部認めて、あとは刑を軽くするか重くするかという感じだったので、特に弁護人が分かりにくいとかはなかったんですけど、1個、的が外れた説明があったなと記憶しています。内容までは覚えていないんですけど。

2番

私も関わらせていただいた裁判の中では、本当にすごくいい弁護人の印象で、特に何かマイナスのイメージは全くありませんでした。

3番

パワーポイントが検察官の作り方が全く違って内容は何か覚えてないんですけど、単調だったかなという印象でした。あとは、弁護人が意外と熱い方かなと。最終的には、被告人に対して、更生しなさいよと泣きそうな感じで熱く弁護されてたかなという印象は今でも覚えています。

司会者

被告人を本当に立ち直らせてやりたいという気持ちで、割りと厳し目に聞かれてたのが私も印象に残っていますね。熱意としては、かなり伝わってた感じですかね。4番さん、5番さん、いかがでしょうか。

4番

自分、感じたことは、弁護人の性格もあるのかもしれないけど、言葉が聞きづらいついとか、そういうのが結構ありました。あと文章の作り方が何かこっちに伝わってこないような感じを受けました。その辺は、個人の差なのかなと、そういう印象をとりあえず受けました。

5番

印象としては、ものすごく頑張っていたイメージがあります。後で加害者の人に対する尋問とか弁護、あいまいな部分の回答は、黒に対してどうやって有利というか、持っていこうかと、常に考えながら話されているという印象があって、大変な仕事だなというのを、法廷の中では一番感じるのは、そういうところを感じました。

司会者

6番さんのときには、お2人女性の弁護人でしたか。

6番

被告人自身がDV受けていたということで、その説明がすごく長かったですね。かつ、証人の方も多く呼ばれて、またその話が続くと。こちらも分かっているんだけど、度を越した説明になっていたと感じました。何かこういうとあまりよくないかもしれないんですが、明らかに同情を買うために、そういうDVの説明ばかりしているんじゃないかとか、そういう感覚を受けましたので、適切な量の説明が必

要じゃないかなと感じました。

司会者

それでは、話題事項4の裁判員裁判への負担です。皆様お忙しい中、今回、普通の自白事件とかであれば、4日ぐらいで終わるのが多いんですけども、今回、皆様方の事件は、時期としては去年の9月、10月、11月で、8日から10日ぐらいかかった事件でした。

1番さん、2番さん、3番さんの事件は、先ほどお話したように連続していて、火、水、木、金、土日を挟んで火、水、木という形でやった事件でしたし、2番目の殺人未遂の事件は、火、水、木とやって、翌週の月、火、水、金と飛び飛びにやった事件でした。最後の殺人事件は、月、火、水、金とやって、翌週の火、水、金、さらに翌週の火、水と五月雨になってやったところがありました。

これは、各裁判所の事情によって、裁判官3人のうち、1人が支部にてん補している関係で、連続して日が取れないというのがありますし、逆に連続すると、皆様が疲れてしまうんじゃないかというのがあるので、適宜の休みも入れたほうがいいんじゃないかという考えで、例えば、10日間連続だとすると、月から金、月から金というふうには続けないで、ある程度飛び石にしていることもあるんですけど、実際やられて、ご苦労された点とか、あるいは、もっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという点も含めて、1番さんからお話いただけますでしょうか。

1番

実際やっているんですけど、家族関係は、本当に仕事行っているよりは早く帰れたんで良かったんですけど、職場に関していうと、会社員ですので、経営者側が認めてくれるような会社ですと快く送り出してくれるんですけど。そこをよく思っていないところだと、多分全然協力が得られないで、断ってこいと言われるところもあると思います。

制度的には周知されていると思うんですけど、国がもっと会社側に働きかけるようにしないと、一般社員は休みやすいと思うんですけど、社員の面倒を見る、上の

ほうの人になった場合はなかなか会社から離れられないと思うんですね。私も部下がいるほうなので、上のほうからは渋られたんですけど、でも、その上には逆に行っていと言われましたので、実際参加できました。会社に穴があいてしまいますので、その辺を国として、どう会社側にうまく円滑にやってもらえるように持っていくかをやってもらえると、多分、会社の上の方のほうも参加しやすくなるのかと思います。

日程的には、一つの内容だったら、全然、日程的にはいいんですけど、複数の内容がある場合は、1個目のほうは慣れてないので、どちらかというところ、1個目のところに時間を置いてもらえると、途中で慣れてきて発言ができたかなという思いもあります。ただ、全体的には日程的な問題はなかったと思います。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。

2番

日程は、本当にちょうどよくて、朝も早過ぎず、帰りも残業ということもなく、いわば定時で終わって助かりました。参加しやすくするためにという点では、特に不安とか問題はないという感じなんですけれども、あえて言わせていただければ、お金は出るのなんて、よく周りから言われてきて、幾らもらえるのと言われたので、正直にお伝えしたんですけど、みんなの感想は、「えっ安いね。」ってみんなおっしゃっていて、私も正直なところ、安過ぎるということはないんですけども、安めかなと思ったんで、あえて言わせていただけるなら、そういう点で、もう少しいただけるなら、もう少し印象が良くなるかなと感じました。

3番

職場の日程調整のほうは、幸いにしてうちの会社は、裁判員制度に特別休暇のほうをいただけたので、特別休暇で休みを取りました。たまたま、その時期が職場のほうで仕事が暇だったので良かったのですが、忙しかったら穴があくって、先ほど意見ありましたけれど、そのときには考えてしまったかなというところがあります。

なので、国のほうで、もっと会社のほうが協力的になれるような雰囲気作りがあればいいのかなと思います。

あとは、先ほどの2番の方と同じですけど、もうちょっと手当が良ければいいのかなと思いました。それはさておき、意外と本当に手当がもらえるということを周りで知っている人が少ないので、その辺もうまく広めていったらいいのかなと思います。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

自分も会社員なんで、会社に話したら、行ってこいということで来れたんですけど、会社から行くなと言われてたらどうなるのかなと、自分としては心配でした。そういう人が多々いるんじゃないかなと思っています。どちらを選んだらいいのか、その辺が自分にはなかったですけど、そういう悩みがあるんじゃないかなと思います。あと、参加しやすいために改善したほうがいいという点ですが、これは一応ボランティアという形で来てると思うんですけど、それでお金がもらえるということで、自分も消防とかいろいろ経験していますが、消防なんかもボランティアという形で出動手当出ますので、そういうのを考えれば、どうなのかなって思っています。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5番

日程調整のところかというと、会社のほうではオーケーでも、さっきも言いましたけど、仕事は普通に一応、休みますとは言いますが、メールは飛んできますし、それに対して返信しなきゃいけないとかあって、僕もこの期間中、ずっとお昼休みとかパソコン開いて、ひたすらメールの返信をしてたような、そういったイメージしかない状態でした。なので、会社はオーケーでも、実際に自分がやっている仕事に対しては、調整ごととかというのを考えると、選出から実際のその裁判が始まるまでの期

間、もう少し長くいただけると調整はしやすいかなというように思いました。

あと、参加しやすくするためにというところでいうと、この意見交換会もそうかもしれないですけど、裁判員になることへのメリットではないですけど、ここ最近、デメリットばかり裁判員に関しては出ていまして、北九州の案件であったりとか、さっきも言いましたように、実際には4割くらいしか来ていないとかという情報は出てくるんですけど、裁判員をやったことに対するメリットが出てこない、なかなか参加しづらいかなというのは、感じるころではあります。

司会者

確かにPRとして、メリットがうまく伝え切れていないということが裁判所も思っていて、ほかの方もお話されてましたけど、社会に対する目が広がるというか、アンテナが広がるという面で、得がたい経験ですよということは伝えていて、経験すると見方が変わるくらいに、やって良かったという方がほとんどなので、そこをきちんと伝えていかないといけないなというふうに思っています。

6番さん、いかがですかね。日程調整の関係で、6番さんのときには、かなり間が空いてしまったので、それが良かったのか、頭とか体を休める趣旨で、その辺いかがでしょうか。

6番

私は、その4週にわたって、2日、3日ずつぐらいだったので、仕事が一遍にたまるわけじゃなくて、消化しながらできたので、1週間詰まってやるよりはまだよかったのかなと思います。職場のほうも私のところは、行ってこいということだったので、特に問題もなく。ただ、本当に業務がたまる方は大変であろうと察します。

あと、参加しやすくするためにという、北村裁判長が言われたような人生観変わるようなところありますので、そういうことをアピールするのもいいのではないかと思いますし、何か行政上のメリットですね、例えば免許の点数をまけてくれるとか、そういうのがあってもいいのかなと思います。

司会者

確かに目に見えたメリットが、現実的なものがないんですかね。5番さんの話であつた選任されてから裁判が始まるまでの間、どれくらい置いたほうがいいのかというところですが、ほとんどの方は、前の週に選任されて、翌週来てくださいという形だつたと思います。呼び出しがあつてから実際に選任されるまでが1か月とかあるんですけども、制度が始まったころは、午前中に選任をして、午後からいきなり審理を始めてたものもあつたんですね。なぜかという、なるべく短期間で解放したほうがいいんじゃないかというのがあつたので、最初は選ばれてから間を空けないで審理を始めてたんですけども、今は大体前の週ぐらい、B合議も大体同じような感じですけども、少なくとも、2、3日は空けて裁判が始まるようにしています。その2、3日の間に選ばれた人については、調整をしてもらうという形で空けているんですけども、もっと空けたほうが調整ができたのか、もっと近くて翌日でもいいよということなのか、その辺いかがですか。1、2、3番さんの事件で、例えば、3番さんの場合、いかがですかね。

3番

ちょうど、良かったなと思いますけど。

翌週でしたかね、決まった当日に一応会社に電話入れまして、決まっちゃつたということで、休みを取る相談できました。それが当日や翌日だと、えつとなつちやいますので、仕事の都合上、数日は空いたほうがいいのかと思いますけど。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5番

私の場合は、営業職だという面もあつて、月末、10月の後半から月末にかけてという部分もあつたので、営業としてどうなのかというところもありますし、それと、業務を一部引き継がなきゃいけない面もある。その期間は、別の方にやってもらうという話になると、翌週でも引き継ぎのための期間としては短いように感じました。

司会者

4番さん、5番さんの事件は、具体的にいうと、10月20日から30日ということで、いわゆる五十日が挟まっているんですが、その辺も考えたほうがいいんですかね。今でも五十日が忙しくなる、そんな感じなんですか。

5番

その辺は多分あると思いますし、営業だと、月末近いと自分の成績にも関わってくると思いますので難しい部分が出てくるというのはありますね。

司会者

6番さん、いかがですかね。6番さんは金曜日選出で、月曜日からということですね。

6番

それで、会社に行く暇もなく、金曜日の夕方に選任が終わって、月曜日の朝からだったので、全く伝える暇もなく、電話で選ばれましたと伝えてましたが、月曜日からだったので、これは難しいかなと思いました。予定を1日は空けていただいて、会社と調整をしてからというのが、理想だと思いますけど。

司会者

それでは、これから裁判員などになられる方へのメッセージですね、お一言ずつで結構ですので、6番さんから、メッセージをお話いただければと思います。お願いいたします。

6番

今までの話にも出たんですが、今までにない経験をする事ができまして、人生観が変わるような内容を知ることができると思います。自分の人生の中の勉強ですね。経験のためにぜひチャンスがあれば、裁判員になられたほうがいいと思います。

5番

裁判員を経験することで、社会に対しての関わり方というか、それは変わったかなと、社会に対する見方も変わったかなというふうには思います。

今までは、どちらかという、自分の周りだけを考えていればよかったけれど、もうちょっとその視点が広がるような経験を今回はさせていただいたなと思いますので、ぜひ、選任される場合は、参加していただければと思います。

4番

裁判員になられる方、テレビでやっているような裁判とは、本物の裁判は違うので、その辺をメッセージとして残したいと思います。

3番

これから裁判員になられる方は、ぜひともやっていただきたいと思います。本当に人生観変わるような経験ができると思いますので、やったほうが良いと思います。

2番

皆さん、自分は素人で慣れてないと思うと思うんですけども、専門職の方が分かりやすく教えてくださって、何をしたらいいか分かりやすく示してくださるので、そんなに心配は要らないと感じましたし、抽選の当日にどんな事件、選ばれた場合にどんな事件を扱うかということも説明があるので、どうしても心配な人はそれを聞いてからでもいいかもしれないなと思います。

1番

最初、封筒届いたとき、新手の詐欺だと思ったんです。実際、裁判員になったんですけど。実際に身近に感じなかった遠い事件が身近に感じられるようになりましたし、実際に経験して、日本全国どんな事件でも公平に裁かれているのか分かりましたし、すごくいい経験になったと思います。

司会者

それでは、ここで新聞記者の方から質問を受けたいと思います。

茨城新聞

茨城新聞の記者です。皆様今日はありがとうございました。裁判で、感情が評議にといいですか、入ってしまう恐れがあるとおっしゃってた方もいらっしゃると思うんですけど、それはどのように乗り越えたといいですか、感情を入れないように、

どのようにしたのかというのを詳しく教えていただけたらと思います。

司会者

6番さんの事件ですかね。

6番

感情をどのように入れなかったということですが、最初に裁判官の方々に説明していただいたので、そこからは自分で意識しながらですね。

ただ、すごい落ち込むような話だったり、被告人にとって有利なことや不利なことが方々に出てきて、そのたびに自分の感情が変わっていくのが分かっていたんですが、うまく裁判官の方がその時々に応じて、理性をとるか感情を持ち込まないような感覚の発言をしていただいたと。それが感情を持ち込まないようにできた要因ではないかと思います。

裁判官の方にうまくやっていただかないと、もしかしたら、そういう感情を持ち込んでしまうかもしれないとは感じました。

司会者

3番さんいかがですか。

3番

もちろん感情は、最初は、入ってました。しかしながら、裁判長、裁判官の方々のお話と、あと証拠と今までの判例と、そういったものを踏まえて、だんだん話し合っていくと、感情よりも証拠と照らし合っているかどうかということを確認していくうちに、感情は自然となくなっていました。

司会者

多分、3番さんも感情はなくなっておっしゃいましたが、ゼロではなくて、裁判官もそうですし、感情抜きにして裁判するというのは難しいと思います。無機質で機械がやっているわけではないので、その辺は検察官の立場としても、被害者の処罰感情だとか、あるいは被告人側の、被告人がこれから刑務所に行くときのつらさとか、あるいは家族抱えているとか、その辺の気持ちは、人間の裁判なので忘

れてはいけないと思います。

実際、6番さんがやった事件の、もう一人の息子さんも裁判になっていて、そのときは法廷もそうですし、評議室もすごい重い雰囲気というか、陪席裁判官も法廷で涙するぐらいのすごくかわいそうな家庭状況だったので、その辺を抜きにしてはなかなかできないなと思います。なるべく冷静に、証拠に基づいて判断しようとは職責としては説明しています。

共同通信

共同通信社の記者です。お話ありがとうございます。人生がかかっているというようなことをおっしゃっている方が何人かいたと思うんですけど、その責任の重さに耐えられないというふうに思ったことがあるのか。

あと、周りのほかの裁判員の人がかかなりそれで苦しんでいるなどかというのをもし感じた人がいたら、教えていただきたいんですけど。

司会者

何か実際、経験されてみて、つらいなとか、途中で明日行くのやめようかなとかいう気分になったとか、そういうのございますか。そこまではないですか。周りの方で、もちろん周りに裁判員経験された方がいらっしゃらないと思いますが、そういう話を実際聞かれた方はいらっしゃいますか。

共同通信

そんなに重く捉えずに済んだ理由というのは、何か思い当たる方はいますか。

6番

もし、一人でやるのであれば、ものすごい重圧だったと思うんです。私の場合6名と補充裁判員3名いたので、その方々で意見を交わしながら、かつ裁判官の方もいて、そういう説明なんかをしていただいたので、一人で重責を負っているわけではないんだと、そういう感情はありまして。

また、投票がある場合、自分一人で決めるわけではないし、かつ無記名というのもありまして、被告の方の人生を本当に私一人で決めているんじゃない、みんなが

正しい目で見ているんだという気持ちがあったので、ここまで重責というのは感じなかったのかもしれませんが。

司会者

2番さん、お願いします。

2番

裁判の初めに、裁判長や裁判官の方々からも説明があつて、本当に、自分の場合、補充裁判員ということもありますけれど、自分一人の責任というのが、非常に思ったよりも小さいと感じました。

裁判全体がすごく分業化されていて、証拠は検察官が用意してくださって、弁護人の方が何か情状酌量の余地がないかどうかとか、よく調べてくださって、裁判が始まる前に裁判所の専門職の方々が、その全体をよくチェックしてくださって、私たちが携わるときには、証拠の確認とか、そういう内容だったこともあります。

あとは、法律によって科すことができる刑とかそういう枠が決められていて、ここからここまでの中でということだったので、あまり自分たちの責任はそれほど思ったほど大きくはなくて、法律の中で、そして常識と照らして、用意された証拠とか事実を確認して、判例なども参考にしてということだったので、比較的気持ち的には無理なかつたです。

司会者

補足説明すると、2番さんの事件は、刑務所を出てから1年ぐらい経ってからやった事件でしたかね。それがあつたので、有罪になると、ある程度の実刑は仕方がないというのが前提にあつたので、そんなにめちゃくちゃ重くもならないし、刑務所に入らないという処分もないというところで、ある程度選べる範囲が狭い事件だったので、そこまで抱え込まなくてもよかつた事件かなと思いますけども。

事件の中には、本当に刑務所に入るのか、執行猶予とって、もう刑務所に入らずに済むような処分であるのか、本当にぎりぎりのときには違う雰囲気になるかもしれないです。そういう感じですかね。

読売新聞

読売新聞の記者です。皆様、お仕事を別にお持ちの中で、どうして裁判員を引き受けようと思ったのか、全国的には辞退する方が多い中で、なぜそういうふうに関員を引き受けようと思ったのか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

1 番

遠い世間の話が身近に感じられて、今まで経験したことのないことができるかなという気持ちが先行して、周りにもいませんでしたので、興味本位じゃないですけど、そういうところがありました。

2 番

自分なんか、本当に世間知らずだなというのを感じているので、社会勉強のためにもいい機会かも知れないという、さっきはあんなこと言っちゃいましたけど、お金払ってでも来てもよいというふうに思います。経済的にはそれは大変なんですけど。自営業なので、予定分かっていればそこは仕事入れないこともできますし。

3 番

自分が本厄で、厄年に何かあるかなと思ったら、名簿に載りましたという通知がきました。今度は何日裁判所に来なさいという通知が来て、選ばれて、これ本当に何か持つてるかなという感じで、仕事はもちろん持つてるんですが、なかなかできない経験として、率直に受けようと思いました。

4 番

自分の場合は、選ばれたら強制的にやらなくちゃならないものかなと思いましたので、そういうつもりでやりました。

5 番

最初来た資料とかを見ると、そもそもそんなに簡単に辞退できるんだというのが分かってなくて、選任されたらやるもんだというのがありましたし。当然今まで経験したことが経験できるし、積極的に関わりたいとは思ってましたけど、最初のほうは、普通の会社員だと辞退できないんじゃないかというのが、最初の印象でした。

6 番

そうですね、辞退できないのではないかとということで、選任の手続を考えさせて
いただいて、当たったらいい経験になるからということで、そんなに重い気持ちで
はなかったですけど。

読売新聞

皆様、かなり理解のある会社にお勤めだと思えるんですけど。実際、その会社の中
で風当たりが強くなったとか、そういったことは実際にありましたか。

司会者

何か困ったこと、終わった後で経験されたこととかありますか。そこまではない
ですか。2番さん、いかがでしょうか。

2 番

特に困ったことはなかったんですけど、抽選で決まって裁判始まるまでが、たし
か2、3日だったでしょうか。なので、始まったら2週間はこちらの裁判所に通わ
なくてはいけなくなったので、自分の場合、自営業なので、依頼が来ると空いてい
ればそれを受けると感じるのですが、その2週間に関しては、ずっと、もしか
したら当たるかもしれないので、入れないようにしていたんですけども。その裁判
が始まる2、3日前が抽選だったので、2、3日前というか1週間ぐらい前ですね、
抽選だったので、なかなか予定が立たなくて、もしも抽選から外れた場合には、そ
の2週間がすっぽり空いてしまうので、それまで裁判当たるかも知れないというこ
とで、ずっと断っていた仕事とかあったと思うんですね。なので、早目に抽選のほ
うが1か月前とかあると、助かるなと感じました。

司会者

当たらなかったとしたら損失が大きくなった感じですかね。

2 番

はい。

司会者

当たって、よかったという感じですかね。最後ですけども、法曹三者のほうから一言ずつ今日の感想とかご意見とか伺って、終わりにしたいと思います。

検察官

皆様、貴重なご意見、本当にありがとうございました。こういった生の声を聞くというのは、非常に私たち実務家にとって大事なものですので、こういったものを踏まえて、今後の裁判員裁判に生かしていけたらと思っていますので、よい機会を与えてくださったことにありがとうございました。

弁護士

皆様お疲れさまでした。本日いただいた、いろんなご意見を弁護士会のほうに持ち帰りまして、今後、弁護士の中で共有して、よりよい裁判員裁判ができるように努力したいと思っています。ありがとうございました。

裁判官

本日は、お時間をさいていただきまして、ありがとうございました。本日、ご意見いただきまして、審理ですとか評議ですとか、選任手続に生かしていきたいなど思うことが何点か分かってきました。今日の意見交換をよりよい裁判員裁判の改善につなげていきたいと思っております。ありがとうございました。

司会者

それでは、これで、本年度第1回目の意見交換会を終わりとさせていただきます。いろんな意見いただき、本当にためになりましたし、より良くもう少し頑張っていかなきゃいけないなど、私も心新たにいたしました。本日は、どうもありがとうございました。

以 上